

令和8年3月13日

担 当 課	砂防課
内 線 電 話	5564,5565
直 通 電 話	(095)820-4788
担 当 者	藤崎・日當

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法に基づき、令和8年3月13日付で、壱岐市郷ノ浦町、石田町の787箇所および雲仙市愛野町、吾妻町、瑞穂町、国見町の395箇所を、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定しました。

今回の指定により県内での指定箇所は計39,780箇所となります。

1. 区域指定について

長崎県では、土砂災害防止法^{*1}に基づき、土砂災害が発生するおそれのある区域について調査し、土砂災害警戒区域^{*2}と土砂災害特別警戒区域^{*3}の指定を進めております。この指定は土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や、一定の開発行為の制限及び建築物の構造規制を行うことで、土砂災害から住民の生命・身体を守ろうとするものです。

今後も引き続き、県内全域で指定を進め、土砂災害からの安心安全を目指します。

2. 今回の指定箇所

告示年月日	地方機関名	町名	土石流		急傾斜		地すべり		計		備考
			警戒区域		警戒区域		警戒区域		警戒区域		
				特別警戒区域		特別警戒区域		特別警戒区域		特別警戒区域	
令和8年3月13日 県告示第167号	壱岐 振興局	壱岐市									
		郷ノ浦町	5	4	673	669			678	673	
		石田町			109	108			109	108	
		計	5	4	782	777	0	0	787	781	
令和8年3月13日 県告示第168号	島原 振興局	雲仙市									
		愛野町	3	1					3	1	
		吾妻町	8	8	145	145			153	153	
		瑞穂町			183	183			183	183	
		国見町			56	56			56	56	
計	11	9	384	384	0	0	395	393			

3. 区域指定箇所の詳細について

今回の区域指定に関する図書は、次の機関で閲覧できます。

【長崎県告示167号】

- ・長崎県土木部砂防課
- ・壱岐振興局建設部建設課
- ・壱岐市役所総務課

【長崎県告示168号】

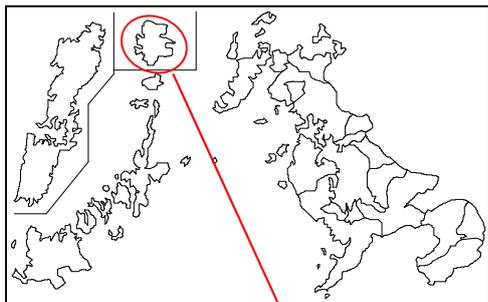
- ・長崎県土木部砂防課
- ・島原振興局建設部河港課
- ・雲仙市役所建設部監理課

また、土砂災害防止法の概要や市町別の区域指定状況などは、長崎県砂防課のホームページでご覧いただけます。

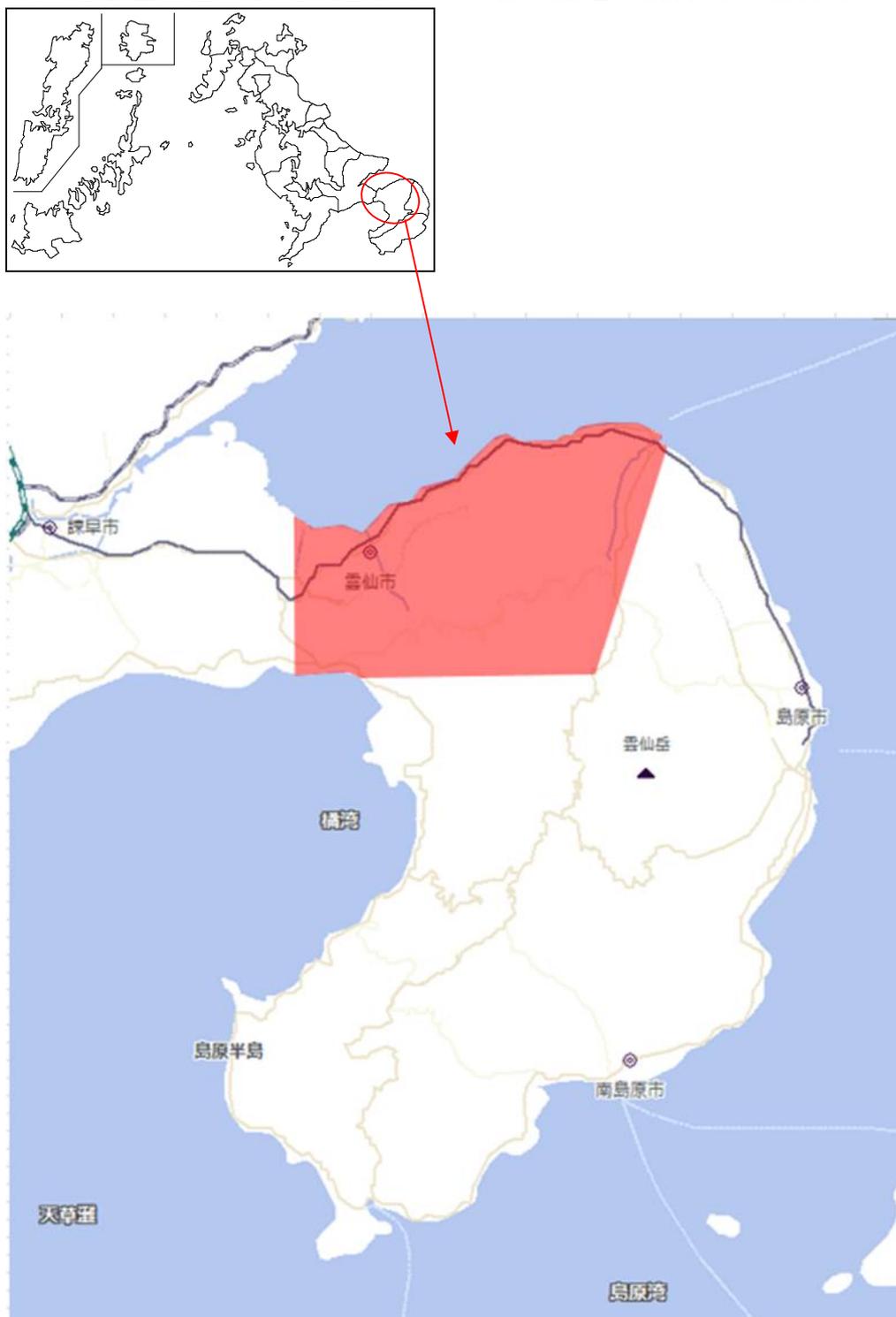
↓砂防課ホームページ↓

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anzen-anshin/saigainisonaete/doshahou/>

4. 指定位置図（長崎県告示167号 杵岐市郷ノ浦町、石田町）



5. 指定位置図（長崎県告示168号 雲仙市愛野町、吾妻町、瑞穂町、国見町）



※1 土砂災害防止法：土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域を指定することで、①危険性の周知、②警戒避難体制の整備、③住宅等の新規立地の抑制、④既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもので、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、総合的な土砂災害防止対策を図るものです。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

※2 土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれがある区域。

※3 土砂災害特別警戒区域：建築物等に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域。